平成２２年（フ）第１０５９号
東京都調布市深大寺元町２丁目30番地２曼珠苑寮103
破産者　増山　健司
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５０４号
福井市下江守町第23号１番地の４
破産者　有限会社山崎サイジング
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７９号
長野県安曇野市三郷小倉4086番地２
破産者　曽根原建設株式会社
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第６号
静岡県下田市５丁目９番27号
破産者　有限会社アイホーム
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２０年（フ）第１７５２号
名古屋市瑞穂区瑞穂通８丁目17－２　さくらＨＩＬＬＳ　ＡＲＡＴＡＭＡ－503、商業登記簿上の本店所在地名古屋市瑞穂区瑞穂通り１丁目９番地
破産者　合資会社米澤屋
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７７９号
名古屋市千種区春岡１丁目４番８号
破産者　株式会社麻甚名古屋店
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８９３号
名古屋市千種区香流橋１丁目２番84号
破産者　有限会社名東建設
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９９号
大阪府和泉市春木川町30番地の１
破産者　株式会社北坂組
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
名古屋市緑区上旭２丁目230番地
破産者　株式会社レックフードサービス
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１６１号
千葉県佐倉市ユーカリが丘３丁目２番１号ルナシティ203号
破産者　花島　　勲
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１９８号
千葉県佐倉市ユーカリが丘１丁目12番11号、開始決定時の住所千葉県佐倉市上志津1079番地83　ダイアパレス志津204号
破産者　木内　雅士
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７７５号
東京都福生市大字熊川1357番地13
破産者　樫尾　　勉
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９８１号
東京都昭島市拝島町２丁目16番６－101号
破産者　株式会社緑潤
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９８２号
東京都昭島市拝島町２丁目16番６－101号
破産者　高井　誠兒
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０２１号
東京都昭島市玉川町１丁目22番10号
破産者　福島　　守
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１１０号
横浜市磯子区森１丁目８番12－503号
破産者　有限会社アットラビット
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０６号
静岡市清水区草薙杉道２丁目７番５号　エスパーダ草薙101号
破産者　株式会社グリーンライフ静岡
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９０号
静岡県田方郡函南町上沢688番地の７
破産者　有限会社キャステック
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
静岡県御殿場市東山618番地の７
破産者　有限会社ホットポット
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１号
大津市唐橋町５番７号
破産者　株式会社松村印刷
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８７号
大津市野郷原１丁目20番３号
破産者　株式会社平山土木設計事務所
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８号
奈良市下狭川町2115番地の１
破産者　辻建設株式会社
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所